

事業計画

区分	現行施策の項目	掲載 ページ	担当課	今後の事業計画	計 画 年 次									
					前 期					後 期				
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
身近なまちのみどりを育むための施策	公共施設の率先的な緑化	63	総務課	引き続き年間を通じ適切な時期に除草作業等を実施し、公共施設等の適切な維持管理と景観向上に努める。	適切な時期での継続的な維持管理(除草・剪定)									
	道路の緑化	63	土木管理課	街路樹等の市道の維持管理を、地元やシルバー人材センターと実施する。 適正な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと委託業務内容について、随時、見直しも検討する。 今後の維持管理に対する課題整理を進め、自治会等地域との協働が可能な緑化を検討する。	維持管理 植栽整備・協働活動に 計画策定 事業・活動の実施新たな課題の整理									
	学校施設の緑化	63	学務課	引き続き、適時に剪定や伐採をすることにより、適切な維持管理に努める。	維持管理									
	周辺と調和した住宅緑化の促進	64	都市政策課	「野洲市景観計画」に基づき指導を行い、良好な景観の保全及び確保に努める。 地区計画内での建築行為についても、良好な景観形成が図れるよう指導を行うことにより、周辺と調和した住宅緑化の促進を図る。 事務を進める中で、今後、課題が出れば対応を検討する。	「野洲市景観条例」及び「野洲市景観条例施行規則」に基づく指導 地区計画内での建築行為について、地区計画書に基づく景観指導									
		64	建築住宅課	引き続き、市内において行われる開発については、「開発行為に関する指導要綱」に基づき、開発事業者等の積極的な協力を得て敷地内の緑等を確保することで、良好な環境の確保及び周辺と調和した住宅緑化の促進を図る。	「開発行為に関する指導要綱」に基づく指導									
		64	自治防災課	引き続き、近隣景観形成協定を締結した自治会に対して補助金の活用を案内し、継続的な支援を行う。また、新たに協定を締結しようとする自治会の育成に努める。	協定を締結した自治会に対する継続的な支援及び新たに協定を締結しようとする自治会の育成									
		64	環境課	引き続き、条例に基づき、市民に対し緑化の推進を啓発していく。	「野洲市生活環境を守り育てる条例」に基づく、緑化推進の啓発 開発申請時の緑化指導									
	質の高い工場・事業所緑化の促進	65	地域経済振興課	引き続き、工場立地法の適用となる特定工場については、「野洲市工場立地法準則条例」に基づき、工場敷地内の緑地を含む環境施設を確保することで、生活環境へ配慮するとともに、工場敷地内のみならず周辺環境との良好な関係を築き、社会との調和を促進していく。	「工場立地法」「野洲市工場立地法準則条例」に基づく指導									
		65	環境課	引き続き、条例に基づき緑地の確保を指導するが、必要に応じ、緑化の基準の内容等を見直すことを検討する。	「野洲市生活環境を守り育てる条例」の緑化基準に基づく、緑地確保の指導(必要に応じ、基準の見直しを検討)									